

7 許可申請

(1) 申請区分

	申請区分	説明
1	新規	現在「有効な許可」をどこの許可行政庁からも受けていない場合
2	許可換え新規	現在「有効な許可を受けている行政庁」から「有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁」に申請する場合 (例) 埼玉県知事許可⇔他都道府県知事許可 埼玉県知事許可⇔国土交通大臣許可
3	般・特新規	(1) 「一般建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「特定建設業」を申請する場合 (特新規) (2) 「特定建設業の許可のみを受けている者」が、新たに「一般建設業」を申請する場合 (般新規)
4	業種追加	(1) 「一般建設業の許可を受けている者」が「他の一般建設業」の許可を申請する場合 (2) 「特定建設業の許可を受けている者」が「他の特定建設業」の許可を申請する場合
5	更新	既に「許可を受けている建設業」をそのまま続けようとする場合
6	般・特新規＋業種追加	申請区分3と申請区分4を同時に申請する場合
7	般・特新規＋更新	申請区分3と申請区分5を同時に申請する場合
8	業種追加＋更新	申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合
9	般・特新規＋業種追加＋更新	申請区分3と申請区分4と申請区分5を同時に申請する場合

(注)

1 更新の申請は、当該許可の有効期間が満了する日の30日前までにしなければなりません。更新の申請を怠った場合、満了日経過後は許可の効力を失います。

更新時に合わせて業種追加や般・特新規の申請を行う場合も、満了日の30日前までに申請しなければなりません。満了日の30日前を過ぎた場合は申請区分ごとに書類を作成・提出してください。業種追加等の申請について補正を要した場合は、更新の申請と許可日が異なることがあります。

更新の申請は、満了日の2か月前から受け付けています。

2 次の場合は新たな許可申請となります。

(1) 個人事業主の死亡等により、個人(子等)が事業を承継した場合(法17条の2第1項又は法第17条の3第1項の認可を申請する場合を除く)

(2) 個人事業(法人)から法人化(個人事業化)した場合(法17条の2第1項の認可を申請する場合を除く)

(3) 特定建設業の許可を一般建設業の許可に切り換える場合

(4) 一般建設業の許可を特定建設業の許可に切り換える場合

3 上記2の(1)～(3)の場合には、従前の許可については廃業届を提出してください((3)のうち更新許

可申請時において財産的基礎要件を欠くに至った場合は除く。)。 (3), (4) の場合は、変更事項があるときは、あらかじめ変更届を提出してください。

4 既に受けていたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するために特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）は、当該建設業者の許可番号は欠番となります。

(2) 申請書類の提出部数及び提出先

提出部数	提出先
正本一通、※副本一通	埼玉県県土整備部建設管理課建設業担当 電話 048(830)5176, 5177 <u>申請はすべて持参による受付です（電子申請を除く）。</u> 郵送による受付は行っておりません。

※ 副本は、正本を複写したものでも可。

(3) 申請受付時間

月曜日～金曜日（祝日・年末年始12月29日～1月3日を除く。）

午前9時～午前11時、午後1時～午後4時15分

複数の申請書類の提出、新規申請又は業種追加申請の場合、審査に時間を要しますので、午前9時又は午後1時の提出に御協力をお願いします。

(4) 手数料等

申請区分	申請手数料等
○新たに許可を受けようとする場合 (新規、許可換え新規、般・特新規)	<u>※1 ※2 手数料</u> 9万円
○業種追加	<u>※1 ※2 手数料</u> 各5万円
○更新	
○※3 その他、上記の組合せにより加算されます。	

※1 手数料は、許可申請の審査に対するものですから、欠格要件に該当する等で不許可になった場合でも還付されません。

※2 証紙による手数料の支払は、令和6年3月末で終了しました。

令和6年4月からは、原則キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー及びコード決済）により、手数料をお支払いください。

なお、詳細は埼玉県ホームページ（下記URL）を御参照ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetugyo/cashless.html>

※3 手数料の組合せ例

一般建設業の新規＋特定建設業の新規を申請……………9万円＋9万円＝18万円

一般建設業の更新＋一般建設業の業種追加を申請…5万円＋5万円＝10万円

一般建設業の更新+特新規を申請……………5万円+9万円=14万円

(5) 審査及び営業所の実態調査

申請が許可要件に適合しているかどうか、その他の記載事項について審査を行います。必要な場合は、申請書類以外の資料の提出や提示を求める他、営業所の実態について調査を行うことがあります。

(6) 許可の通知

許可通知書は、営業所の存在を確認するため、申請書に記入された主たる営業所の所在地に郵送します。窓口交付は行いません。

転送不要扱いになっており、許可通知書が返戻された場合は営業所調査等を行い、実態がない場合には求められた許可を拒否することがあります。

許可通知書は再交付できません。紛失等（移転、代表取締役の交代）した場合は、「建設業許可証明書」を窓口にて発行しています（手数料は400円/枚）。

(7) 不許可処分

申請が形式上の要件に適合していない場合は、相当の期間を定めて補正を求め、又は申請により求められた許可を拒否することがあります。

申請が建設業法令で定める基準、建設業の許可の審査基準に適合していない場合も、求められた許可を拒否することがあります。